

第3回 大阪 水・環境ソリューション機構 運営会議

議事次第

日 時：平成 25 年 5 月 10 日（金）

15：30～17：00

場 所：大阪市役所 屋上階会議室

I 開 会

II 委員及び出席者紹介

資料-1 資料-2

III 議 題

資料-3

1. 大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱の改正について（第1号議案）
2. 会計、監事および幹事長の指名について（第2号議案）
3. 平成 25 年度事業計画について
 - (1) 平成 24 年度事業報告（参 考）
 - (2) 各団体の海外調査等の取組について（参 考）
 - (3) 平成 25 年度事業計画案について（第 3 号議案）
4. 平成 25 年度収支予算案について（第 4 号議案）
5. 平成 25 年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営費用に関する協定書の締結について（第 5 号議案）
6. 平成 25 年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営業務に関する協定書の締結について（第 6 号議案）
7. その他

IV. 閉 会

大阪 水・環境ソリューション機構 運営会議

委員・オブザーバー名簿

	委員名	所 属
委 員	田中 清剛	大阪市 副市長
委 員	田辺 貞夫	公益社団法人 関西経済連合会 常務理事 ・事務局長
委 員	西田 賢治	大阪商工会議所 常務理事
委 員	西尾 誠	大阪市 建設局長
委 員	玉井 得雄	大阪市 水道局長
委 員	山本 仁	大阪市 環境局長
委 員	笠原 哲	大阪府 商工労働部長
委 員	村上 龍一	大阪市 副市長（大阪市 経済戦略局長事務取扱）
オブザーバー	村上 毅	大阪府 都市整備部長

第3回 大阪 水・環境ソリューション機構 運営会議

出席者名簿

	委員名	所 属
委員長	田中 清剛	大阪市 副市長
委 員	田辺 貞夫	公益社団法人・関西経済連合会 常務理事・事務局長
委 員	西田 賢治	大阪商工会議所 常務理事
委 員	西尾 誠	大阪市 建設局長
委 員	玉井 得雄	大阪市 水道局長
委 員	山本 仁	大阪市 環境局長
代理委員	神谷 潔	大阪府 商工労働部 成長産業振興室長
代理委員	中村 一男	大阪市 経済戦略局 理事
代理オブザーバー	長井 順一	大阪府 都市整備部長 下水道室 事業課長

第3回 大阪 水・環境ソリューション機構運営会議

議 案 書

目 次

第1号議案	大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱の改正について . . . P.1～5
第2号議案	会計、監事および幹事長の指名について P.5
第3号議案	平成 25 年度事業計画案について P.6～7
第4号議案	平成 25 年度収支予算案について P.8
第5号議案	平成 25 年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営費用に関する 協定書の締結について P.9～12
第6号議案	平成 25 年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営業務に関する 協定書の締結について P.13～15

第1号議案 大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱の改正について

次のとおり改正する。なお、効力の発生日は平成25年4月1日とする。

大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱

第1章 総則

(名称)

第1条 本機構は、「大阪 水・環境ソリューション機構（以下「機構」という。）という。

(目的)

第2条 機構は、官民連携により、海外の水・環境問題への貢献、大阪・関西企業の海外展開を支援することによる地域経済活性化を目的とする。

(事業)

第3条 機構は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 案件形成・事業化支援に関する活動
- (2) 事業受託支援に関する活動
- (3) 海外プロモーション活動
- (4) その他、前条に定める目的を達成するために必要な活動

第2章 組織

(組織及び代表)

第4条 機構は大阪市、大阪府、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所により構成する。

- 2 機構は、必要に応じて、上下水道、環境、法律、財務等に関する有識者に意見を聞き、又は参加を求めることができる。

(運営会議)

第5条 運営会議は、別表1で定める委員で構成する。

- 2 運営会議は、次に掲げる事項について審議、決議し、かつ、機構の業務執行を統括する。
 - (1) 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案
 - (2) 要綱の制定及び改廃に関する事
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、重要な事項に関する事
- 3 運営会議には委員長を置き、委員の互選で選任し、同委員長を機構の代表者とする。
- 4 運営会議には会計を置き、委員の中から委員長が指名する。
- 5 運営会議には監事を置き、委員の中から委員長が2名指名する。
- 6 運営会議に出席できない委員は、委員長もしくは代理人に決議を委任することができる。この場合において、その委員は出席したものとみなす。
- 7 運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 運営会議の決議には、全構成団体の代表が集まる会議での承認もしくは、全構成団体の書面による承認を得なければならない。
- 9 運営会議において決議をすべき場合、委員全員の承諾があるときは、書面による決議

をすることができる。

- 10 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 11 運営会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 12 運営会議には必要に応じて、別表3のオブザーバーを招集することができる。なお、オブザーバーは決議権を有しないものとする。

(幹事会)

第6条 運営会議の円滑な運営に資するため、別表2に定める幹事で構成する幹事会を設置する。

- 2 幹事会には幹事長を置き、運営会議委員長が指名する。
- 3 幹事会は必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 4 前条第6項、第7項、第9項、第10項、第12項の規定は幹事会において準用する。

第3章 事務局

(事務局)

第7条 幹事会幹事長の指示のもと、機構事業に必要な事務を行うため、事務局を一般財団法人 都市技術センターにおく。

- 2 事務局には事務局長及びその他の職員を置く。

第4章 会計

(運営経費)

第8条 機構の運営は、別途定める分担金及びその他の収入をもって行う。

- 2 会計業務の円滑な運営に資するため、幹事長は日常の会計業務遂行権限を有するとともに対外的な預貯金契約における、機構の代表権限を有し、随時、業務遂行内容を会計に報告し、承認を得なければならない。

(会計年度)

第9条 機構の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 解散

(解散)

第10条 機構は、全構成団体の承認を経て、解散することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月19日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1

大阪市	副市長
	建設局長
	水道局長
	環境局長
	経済戦略局長
大阪府	商工労働部長
公益社団法人 関西経済連合会 常務理事	
大阪商工会議所 常務理事	

別表 2

大阪市	建設局 水環境担当部長
	水道局 広域事業開発・推進担当部長
	環境局 環境施策部長
	経済戦略局 交流推進担当部長
大阪府	商工労働部 成長産業振興室長
公益社団法人 関西経済連合会 産業部長	
大阪商工会議所 経済産業部長	

別表 3

	運営会議 担当	幹事会 担当
大阪府	都市整備部長	都市整備部 下水道室長

第 2 号議案 会計、監事および幹事長の指名について

大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱第 5 条第 4 項により会計を、同条第 5 項により監事を、第 6 条第 2 項により幹事長を、運営会議委員長より指名する。

(運営会議委員長からの指名案)

- 会 計 : 西尾委員(大阪市建設局長)
- 監 事 : 玉井委員(大阪市水道局長)、山本委員(大阪市環境局長)
- 幹事長 : 城居幹事(大阪市建設局 水環境担当部長)

第3号議案 平成25年度事業計画案について

当機構が発足した平成23年度は、国内外における当機構のプレゼンスを高めるため、関連企業と連携して、シンガポール国際水週間等の機会を利用した海外プロモーションを中心とした事業を行った。

平成24年度は、大阪府市が官民連携により実施しているベトナム国ホーチミン市やミャンマー国ヤンゴン市等における調査活動の支援を中心とした案件形成・事業化支援に関する活動を行い、特にミャンマー国ヤンゴン市では、大阪府知事のタイ・ミャンマートッププロモーションと連携し、大阪府も参加しての新たな機構活動をアピールした。

平成25年度も、平成24年度からの活動を継続し、ベトナム国やミャンマー国において大阪府市が参画する調査活動への支援を中心に、官民連携による事業化実現を目指して、以下の事業を実施する。

(1) 案件形成・事業化支援に関する活動

①海外現地調査

- 海外現地調査（2回）
 - ・ベトナム国やミャンマー国へ案件の発掘、事業化のための現地調査を行う。
 - ・経済団体のミッション団に参加し現地調査を行う。

②海外セミナー、視察受入

- ベトナム国ホーチミン市水セミナー開催（1回）
 - ・ホーチミン市において、水・環境分野を中心とする協力関係に関する覚書(MOU)中間年として一層の関係強化を図るべく、10月に開催される「Vietwater 2013」に合わせ、水に関するセミナーを開催する。
- ベトナム国ホーチミン市廃棄物セミナー支援（2回）
 - ・ホーチミン市における廃棄物セミナーを支援する。
- ミャンマー国ヤンゴン市からの視察受入支援（1回）【自治体国際化協会助成事業】
 - ・ヤンゴン市からの下水道分野の視察受入を支援する。

③国内でのニーズ等調査

- J I C A研修生とのネットワーキングイベント開催（1回）
 - ・下水道分野のJ I C A研修生と、大阪・関西企業とのネットワーキングの場を創出し、各国の求める技術等のニーズ調査、研修員とのネットワーキング活動を行う。
- 水技術交流会共催（1回）
 - ・大阪・アジア地域プロモーション事業推進協議会が主催する、アジアの排水処理

に課題を持つ民間企業と大阪・関西企業とのビジネスマッチングを共催し、各国の求める技術等のニーズ調査、研修員とのネットワーキング活動を行う。

- ネットワーキングイベントへの参加（1回）
 - ・東京などで開催されるアジア等の水・環境に関する政府、自治体関係者とのネットワーキングの場に参加し、各国の求める国の求める技術等のニーズ調査、要人とのネットワーキング活動を行う。

(2) その他、前条に定める目的を達成するために必要な活動

①各種会議等

- 運営会議 2回程度
- 幹事会 随時実施
- 実務者等による会議 随時実施
- 民間企業等へのニーズ調査、支援策検討等

②ホームページ整備等

- ホームページを維持するとともに、機構の活動を情報発信する。

第4号議案 平成25年度収支予算案について

平成25年度 収支予算（案）

（単位：円）

科目	予算額	摘要
I 収入の部		
分担金	10,500,000	大阪市3局(建設局,水道局,環境局) 3,500,000円/局
収入合計	10,500,000	
II 支出の部		
案件形成・事業化支援	6,610,000	
海外現地調査	2,220,000	
海外セミナー・視察受入	3,650,000	
国内でのニーズ等調査	740,000	
その他	3,890,000	
各種会議等	2,540,000	
ホームページ整備等	1,350,000	
支出合計	10,500,000	
収支差額	0	

第5号議案 平成25年度大阪水・環境ソリューション機構事務局運営費用に
関する協定書の締結について

大阪水・環境ソリューション機構設置要綱第8条により、次の通り協定を締結する。

平成 25 年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営費用に関する協定書

大阪市建設局（以下、「甲」という。）、大阪市水道局（以下、「乙」という。）、大阪市環境局（以下、「丙」という。）は、事務局運営に要する費用について、大阪 水・環境ソリューション機構（以下「丁」という。）と、大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱（以下、「機構設置要綱」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、機構設置要綱第 8 条に基づき、平成 25 年度の事務局の運営費用に関する必要な事項について定める。

（運営費用）

第 2 条 事務局運営に要する費用は、概算金 10,500,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）とし、分担金額は別表のとおりとする。

（費用の前払い）

第 3 条 丁は、概算金の半額を上限として、甲、乙、丙に請求することができる。

（支払い方法）

第 4 条 甲、乙、丙は、丁の発行する請求書により、分担金を納入するものとする。

2 甲、乙、丙は、前項の請求があったときは、請求日から 30 日以内に支払いを完了しなければならない。

（費用の精算）

第 4 条 丁は、前払いを受けた時は、その用務終了後速やかに当該前払いに係る精算書を作成し、当該用務終了後 20 日以内に甲、乙、丙に提出しなければならない。ただし当該精算書は、前払を受けた日の属する年度の末日までに作成しなければならない。

2 丁は、前項に基づき精算書を提出した日から 20 日以内に請求書により、甲、乙、丙に請求するものとする。ただし、丁は前払金を受領している場合においては、精算金から前払金を差し引いた金額を甲、乙、丙に請求するものとする。

3 甲、乙、丙は、前項の請求があったときは請求日から 30 日以内に支払いを完了するものとする。

4 精算金が前払金に満たない場合においては、丁は精算書を提出した日から 20 日以内にその差額を甲、乙、丙に戻入するものとする。

（協定の期間）

第 5 条 この協定は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(協定の変更)

第6条 この協定の内容を変更する必要がある場合には、甲、乙、丙、丁で協議の上、別途変更協定を締結するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義を生じたときは、別途、甲、乙、丙、丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本協定書4通を作成し、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 大阪市建設局長 西尾 誠

乙 大阪市水道局長 玉井 得雄

丙 大阪市環境局長 山本 仁

丁 大阪水・環境ソリューション機構
運営会議委員長 田中 清剛

別紙

表 運営費用分担表

甲	大阪市 建設局	3,500,000 円	(1/3)
乙	大阪市 水道局	3,500,000 円	(1/3)
丙	大阪市 環境局	3,500,000 円	(1/3)
合計		10,500,000 円	

第6号議案 平成25年度大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営業務に
関する協定書の締結について

大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱第7条により、次の通り協定を締結する。

平成 25 年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営業務に関する協定書

大阪 水・環境ソリューション機構（以下、「甲」という。）と一般財団法人都市技術センター（以下、「乙」という。）は、大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、機構事務局運営業務（以下、「業務」という。）について、次の各条項に従い、協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、大阪 水・環境ソリューション機構事業に必要な事務局運営を行うために必要な事項について定める。

（業務の内容）

第 2 条 業務の詳細は、別に定める仕様書（以下、「仕様書」という。）によるものとする。

（実施期間）

第 3 条 この業務は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

（業務費用）

第 4 条 業務にかかる費用は、概算金 10,500,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

（費用の請求及び支払い）

第 5 条 乙は、甲がその必要性を認める場合において、概算金の全部または一部の費用の支払いを甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、請求日から 30 日以内に当該金額の支払いを完了しなければならない。

3 乙は、業務費用に不足が生じるときは、事前に甲に承諾を得るものとする。承諾が得られた場合は、当該不足額を甲に請求できるものとする。甲は、請求日から 20 日以内に支払いを完了しなければならない。

（費用の精算）

第 6 条 乙は、業務終了後速やかに精算書を作成し、当該業務終了後 20 日以内に甲に提出するとともに、業務費用に変更が生じた場合は、当該精算書により精算するものとする。

（業務の報告および検査）

第 7 条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知し、協定期間内に業務報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に業務の履行を確認するための検査を行い、その結果を乙に通知するものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義を生じたときは、別途、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATCビルITM棟内
大阪 水・環境ソリューション機構
運営会議委員長 田中清剛 ⑩

乙 大阪府中央区船場中央2丁目2番5-206号
船場センタービル 5号館2階
一般財団法人 都市技術センター
理事長 山根和夫 ⑩